

令和3年度第7回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和3年10月11日（月）
2. 招集の場所 長洲町役場 3階（中会議室）
3. 開 会 令和3年10月11日午前10時00分
4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長 濱北 圭右	2番 土山 秋吉	3番 杉本 和明
6番 石井 裕	7番 嶋田 正忠	8番 宮本 静子
9番 木山 倫彦	10番 増岡美知子	

5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	中村 建治	楠田 源志	池上 春男
六栄区域	平木 誠志	木原 大介	城戸 祐樹
長洲・清里区域	坂井 隆浩	濱崎 伸二	

6. 欠席農業委員は次のとおりである。

4番 徳永 章	5番 中嶋 英徳
---------	----------

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

中村 建治

8. 議事参与が制限された委員数は次のとおりである。

0名

9. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長 吉田 泰滋

農業委員会事務局 書記 前田 敦

農業委員会事務局 書記 濱井 翔太

農林水産課 課長補佐 大賀 留美

10. 提 出 議 案

報告第12号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

報告第13号 農地形状変更届について

議案第25号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第26号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第27号 荒廃農地の非農地判断について

その他

事務局長… すいません、お待たせしました。それでは、今から始めたいと思います。起立。礼。着席。

それでは、ただいまから令和3年度第7回長洲町農業委員会定例総会を開会いたします。

初めに、濱北会長から御挨拶をお願いします。

濱北会長… みなさん、改めまして、おはようございます。

もう10月も半ばになりました。朝夕はよっぽど涼しいなと感じておりますが、昼間の暑さ、もう何か異常に暑いですね、昼間。10月に入って昨日まで連続の30度超え、真夏日が続いております。これも珍しいことで、気候の温度としては8月の末から9月の半ばぐらいの温度だそうです。これがもうあと僅かで終わると思いますが、本当に熱中症なんかに気をつけて頑張っていたきたいと思います。

もうどこも稲刈りが始まっております。何か猫の手も借りたいというのはこのことだろうかというふうに思いますが、忙しい割にちょっとしたことで、事故、機械の事故、それから交通事故、いろいろ事故が起こりますので、慌てずに、もうちょっともうちょっとという考え方をやめて、ちょっと余裕を持ってしたら、けがも少なくなるかなというふうに思います。

それから、コロナはもうほとんど収束したかなというふうに感じておりますけども、テレビ、新聞等で今が一番大事だと。コロナの予防はマスク、密が一番危ないから、これを注意してもう少し頑張ってくださいということだそうですので、これも引き続き皆さんに御協力をお願いしたいというふうに思います。

今日は忙しいですので、なるべくスムーズに早く終わらせたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局長… ありがとうございます。

それでは、本日の欠席委員の御報告をいたします。本日は、4番徳永委員、5番中嶋委員から欠席の届出の連絡があっております。

本日の出席委員は10名中8名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立することを御報告いたします。

それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長をお願いします。

濱北会長… それでは、議事に入ります。

本日の提出議案は、報告第12号「農地法第18条第6項の規定による合意

解約届について」、報告第13号「農地形状変更届について」、議案第25号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第26号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第27号「荒廃農地の非農地判断について」を議題といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は、3番杉本委員、6番石井委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入ります。

1ページです。報告第12号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局長… ちょっと説明の前に、見開きの提出議案のところ、議事録署名委員の記載が誤っておりますので、すみません、修正のほうをよろしくお願ひします。3番の杉本委員、それと今回、6番の石井委員というところでの訂正をすみません、よろしくお願ひいたします。申し訳ありません。

それでは、報告第12号、農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり報告いたします。

議案書の1ページ、受付番号14番から16番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。申請理由につきましても、議案書記載のとおりによる合意解約となっております。

簡単ですが、以上で報告第12号の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がございました。この件について何か質問等はございますか。

ありません の声有

濱北会長… ありがとうございます。なければ、報告第12号はこれをもって終わります。

次に進みます。2ページです。

報告第13号「農地形状変更届について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長… 報告第13号、農地の形状変更届がありましたので、次のとおり報告いたします。

議案書の2、3ページ、受付番号1番から3番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。申請理由等は議案書に記載のとおりとなります。

なお、説明資料の1ページに地図を載せておりますので、参考まで御確認をいただきたいと思います。

以上で、報告第13号の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がございました。この件について何か質問等はございますか。

ありません の声有

濱北会長… なければ、報告第13号を終わります。

次に進みます。4ページです。

議案第25号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明をしてください。

事務局長… 議案第25号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出いたします。

議案書の4ページから13ページ、受付番号28番から31番となります。

今回、受付番号28番から30番は譲受人が同一のため、一括しての御説明とさせていただきます。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。申請地は清源寺字中道下及び川向の4筆となります。

申請内容、許可基準等について御説明をいたします。ちょっと飛びますが、説明資料の2ページから7ページ、併せて御覧いただきたいと思います。

申請理由につきましては、売買による所有権移転となっております。全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積5万6,233㎡、農作業歴9年の経験があり、1人で作業を行っておられ、今後も全ての農地を利用するというところでございます。

機械の所有状況でございますが、トラクター1台、耕運機1台、コンバイン1台、営農トラック2台を所有されております。

通作距離につきましては、自宅から車で10分程度ということです。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことがないよう留意し、農薬等の使用には地域住民に迷惑をかけないように作業し、農業の維持発展に関する話合いや活動への参加、

地域での取決めに遵守協力し、地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力して用水路等の管理に努めるということです。

取得後の下限面積要件につきましては、取得後は6万1,784㎡であり、下限面積3,000㎡を超えていることから、問題ないと考えています。

以上、受付番号28番から30番の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。今日は農業委員も推進委員も用事があって休みになっておりますので、ここで質問がある方は質問をしていただきたいと思いますというふうに思いますが。

増岡委員… いいですか。

濱北会長… どうぞ。

増岡委員… 10番増岡です。これ質問というよりか一連のところですよ。だから、もう有無を言わせん……、何とも言えないですよ。これで承認するしかないんじゃないでしょうか。多分、中嶋委員も来られても同じような説明になると思うんですよ。

濱北会長… そうだろうと思います。

増岡委員… 思いますけど、質問というよりか、そういうことでどうなるんだろうと思いますけど。

濱北会長… それでは、農業委員の皆さん、それで承認をしてもらえますか。
はい の声有

濱北会長… それでは、農業委員の方の賛成の挙手をお願いいたします。
賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成ですので、28番から30番は原案のとおり決定することにいたしました。

続きまして、受付番号31番の説明を事務局よりお願いします。

事務局長… それでは、受付番号31番の説明をします。

議案書の12ページになります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。申請地は古城公園南側になります。

申請内容、許可基準等について御説明いたします。説明資料の8ページ、9ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、売買による所有権移転となっております。全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積4万1,598㎡、

農作業歴5年の経験があり、1人で作業を行っておられ、今後も全ての農地を利用するというご様子です。

機械の所有状況でございますが、トラクター1台、耕運機1台、コンバイン1台、田植機1台を所有されておられます。

通作距離につきましては、自宅から17.2kmということでございます。

地域との調和要件、役割分担につきましては、周辺農地の農業上の利用に影響を及ぼすことがないよう留意し、農薬等の使用には地域住民に迷惑をかけないよう作業し、農業の維持発展に関する話合いや活動への参加及び地域での取決めに遵守協力し、地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力して用水路等の管理に努めるということでございます。

取得後の下限面積要件につきましては、取得後は4万2,235㎡であり、下限面積3,000㎡を超えていることから、問題ないと考えられます。

以上、受付番号31番の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありました。

補足説明を農業委員10番の増岡委員にお願いいたします。

増岡委員… 10番増岡です。11ページと13ページを開いて見てください。

これは場所は赤崎の今岡クリニックに行く途中、あそこを通るんですが、ちょっと右手にあって、ちょっと小高いところになりますが、とてもきれいに、前の方がきれいに耕耘されて野菜作りをされておりました。このたびは違う方ということで、この方の譲受人はその側の、隣接する側の人の息子さんだそうで、行く行くはそこで家でも建てられるのかなとか思いながらもいますが、遠いところから通ってこられるというのも、親が高齢になられてできないという状況になられたのかと推察いたします。十分なあれじゃないですけども、遠いけれども経験があって、ちゃんと作るということですので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

濱北会長… ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の平木推進委員に意見を伺います。

平木推進委員… 平木でございます。今、増岡委員が説明されたとおりでございます。ただ引っかかるのは、説明がありましたけども、和水ちゅうことだけで、実際法的には何も問題はないわけですから、どんなに遠くてもそれはいいわけ。それだけがあればして、作りに来られるということなので、何も問題ないと思います。以上でございます。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局、農業委員、それから担当推進委員より説明がありました。この件について御意見、質問等はないですか。

ありません の声有

濱北会長… なければ、採決します。議案第25号、受付番号31番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号31番は、原案のとおり決定し、許可証を交付いたします。

次に進みます。14ページです。

議案第26号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局長… それでは、議案第26号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出をいたします。

議案書の14ページから17ページ、受付番号10番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地につきましては清里小学校の東側になります。

許可基準等について御説明いたします。説明資料の10ページから12ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、個人住宅建設に伴う使用貸借権設定となっております。申請地の農地区分につきましては、JR長洲駅から300m以内にある農地であるため、農地法施行規則第43条第1項第2号イに該当するため、第3種農地と判断しており、原則許可となります。

資力につきましては、金融機関からの住宅ローン事前審査終了通知による融資額が事業費を超過しているため適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和3年11月1日より着工予定、令和4年3月31日完成予定であり、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回るため適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者については、おられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、隣接地に農

地がないため影響はないということです。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任を持って対応するということでございます。

その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水は町下水道、雨水は雨水ますを11か所設置し、側溝に放流ということでございます。

以上、受付番号10番の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がございました。補足説明を農業委員2番の土山委員にお願いいたします。

土山委員… 土山です。16ページと17ページをまず見てもらおうと分かりますけど、場所は長洲駅から東に300mぐらい行ったところですよ。この辺はずっと新しい住宅が建っている場所で、町のほうもここをさらに今、交差点のほうの工事もやっております。舗装をしておる、道路を広くして歩道までつけている工事をやっております。この南のほうはずっと田んぼなんかがありますけども、全部この辺はもう長洲のベッドタウンになるような感じですね、住宅地ですね。何も問題ないと思います。よろしくお願ひします。

濱北会長… ありがとうございます。続きまして、推進委員の平木推進委員はお休みですので、ここで御意見を伺います。何か質問等はございますか。

増岡委員… すいません。

濱北会長… どうぞ。

増岡委員… 10番 増岡です。写真から見ると、何か工事、もう整地されてるんですか。

濱北会長… いえ、まだ工事はしてない。

増岡委員… まだしてなくて、このままずっと……、通るたんびに、たまにしか通らないけど、こういう状態が続いていましたよね。それはどういう関係でこういう……。

濱北会長… ちょっと私が説明しますが、あそこは踏切のちょうど角になって、それから農道のほうから歩道を、町が歩道工事をしているんです。その舗装工事、道路工事を今している真っ最中で、家のほうはまだ全然手をつけておりません。

増岡委員… 何かどちらのほうのあれかなと思って、いろいろ道具があつたりとか、写真にあるので、あれって思って。

濱北会長… あれは町の歩道です。

増岡委員… 町のほうですね。分かりました。

濱北会長… ほかにございせんか。

ありません の声有

濱北会長… なければ、採決します。議案第26号、受付番号10番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長… 全員賛成です。議案第26号、受付番号10番は、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。18ページです。

受付番号11番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局長… それでは、議案書の18ページから19ページ、受付番号11番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地籍、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地は清里小学校の東側になります。

許可基準等について御説明をいたします。説明資料の14ページから16ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、譲受人の自社所有貸し駐車場の進入路建設に伴う売買による所有権移転となっております。申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号の用途地域に定められた地域であるため、第3種農地と判断しており、原則許可となります。

資力につきましては、金融機関からの残高証明書による通帳残高が事業費を超過しているため適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和3年11月1日より着工予定、令和3年12月20日完成予定であり、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、自社所有地への進入路のため適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者については、おられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、農地との境界にはブロックを設置するということでございます。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任を持って対応するということです。

その他、給水、生活雑排水及び汚水はありません。雨水は自然浸透ということでございます。

以上、受付番号11番の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がございました。補足説明を農業委員2番の土山委員にまたお願いします。

土山委員… 土山です。18ページと19ページをお願いいたします。

場所は、先月ちょっと見てきましたけど、この上り口ですね。小学校の東、それから平川燃料の東側になります。ここの半分、今度この奥に、ようと見ると、19ページを見ると斜線が入って、荒尾市との境になってます。ここにアースさんが10台分ぐらいの駐車場を造るということで、その上り口を相談されたということです。今もこの駐車場予定は木とかずっと竹とか植わってますけど、ここを切り開いて、ここに駐車場を造りますということで。16ページを見ると、この辺を切り開いて駐車場にするということです。それとこの上のほうは娘さんにやったちゅうことで先月出ています。別に何も問題ないと思います。審議のほどよろしくをお願いいたします。

濱北会長… ありがとうございます。推進委員が今日お休みになっておりますので、ここで御意見、質問等を伺います。何かございませんか。

ないですか。

ありません の声有

濱北会長… それでは、採決します。議案第26号、受付番号11番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長… 全員賛成です。議案第26号、受付番号11番は、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。20ページです。

受付番号12番を議題といたします。事務局より説明をしてください。

事務局長… それでは、議案書の20ページから21ページ、受付番号12番です。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地籍、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地は長洲町地域福祉センターの東側になります。

許可基準等について御説明いたします。説明資料の18ページから20ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、個人住宅建築に伴う売買による所有権移転となっております。申請地の農地区分につきましては、水管、下水道管、ガス管のうち2種類以上埋設道路の沿道の区域で、申請地からおおむね500m以内に二つ以上の教育施設、医療施設、その他公共施設または公益的施設があるため第3種農地と判断しており、原則許可となります。

資力につきましては、金融機関からの住宅ローン事前審査終了通知による融資額が事業費を超過しているため適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和3年12月1日より着工予定、令和4年3月31日完成予定であり、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、個人住宅建築によるもので、非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回るため適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者については、おられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、北側と南側には土砂流出防止のため、コンクリートブロックを設置するということでございます。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任を持って対応するということでございます。

その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水は町下水道、雨水は雨水ますを11か所設置して、側溝へ放流ということです。

以上、受付番号12番の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。補足説明を農業委員3番の杉本委員にお願いいたします。

杉本委員… 3番の杉本です。補足説明をいたします。この申請地には既に造成工事がしてありますが、以前、農業委員会から所有者に対して文書で注意をしてあるとしております。現在、周囲を住宅建設中で、隣接する農地はありません。個人住宅の建設には何ら問題はないと思います。審議のほどよろしく申し上げます。

濱北会長… ありがとうございます。続きまして、推進委員の城戸推進委員に意見を伺います。今日はお休みですね。それでは、ここで質問を受けます。何か質問等はないですか。 ないですか。

ありません の声有

濱北会長… なければ、採決します。議案第26号、受付番号12番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成です。議案第26号、受付番号12番は、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。22ページです。

受付番号13番を議題といたします。事務局より説明をしてください。

事務局長… それでは、議案書の22ページから23ページ、受付番号13番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地籍、施設面積については議案書に記載のとおりです。申請地は腹赤小学校の北側になります。

許可基準等について御説明いたします。説明資料の22ページから24ページを併せて御覧ください。

申請理由につきましては、個人住宅建築に伴う売買による所有権移転となっております。申請地の農地区分につきましては、水管、下水道管、ガスパのうち2種類以上埋設道路の沿道の区域で、申請地からおおむね500m以内に二つ以上の教育施設、医療施設、その他公共施設または公益的施設があるため第3種農地と判断しており、原則許可となります。

資力につきましては、金融機関からの住宅ローン事前審査終了通知による融資額が事業費を超過しているため適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和3年12月1日より着工予定、令和4年3月31日完成予定であり、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、個人住宅建築によるもので、非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回るため適当と判断をしております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者については、おられません。

周辺農地等に係る営農条件への支障の有無につきましては、建築造成工事中は十分注意して工事するというごさいます。万が一、周辺に影響を及ぼした場合は責任を持って対応するというごさいます。

その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水は町下水道、雨水は雨水ますを4か所設置して、側溝へ放流というごさいます。

以上、受付番号13番の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がございました。ここで補足説明と推進委員の意見を伺いたいんですけど、2人ともお休みです。委員の皆さんよりここで質問等があればお受けしたいと思います。

増岡委員… 10番 増岡、お願いいたします。

濱北会長… どうぞ。

増岡委員… これは この説明資料のほうを見たら、明らかにもう造成してますよね。現況写真がこのようにコンクリートを打ってますよね。もうこれは許可をしてから初めてそういう造成工事をしなきゃいけないのに、先ほどの宮野の分と同じです。本来ならばこれは却下ですよ、アウトです。許可をしてからしないと審議できないでしょう。これも1年ぐらい前に自分

で農業をしてみると買って、それを分筆したんでしょうね、1年ぐらいしてこういうふうに売って。やはり不動産とかされているけど、こういうふうなことをやはり長洲町の農業委員会は、ちょっと甘く見られていますよね。特に この人は議員でもあるから、手本を示してもらわないと、農業委員のやっている意欲がなくなります。やはりこういうふうなことを率先して法律を守っていただきたい。

これは明らかに、24ページを見てみてください。ブロックをもう既に打ってるでしょう。そして挙句の果ては急がないんですよ、12月1日着工ってなっている。こっちのほうの説明では11月15日になっていますね、着工が。ちょっとこれはミスプリントになっていますけど。まあどっちだっていい、急がないようにしてるのに、どうしてこういうふうな造成のほうを先にするのかと思うんですよ。明らかに年度をまたいで農地だったら税金が安いからということで、税金を安くするって不動産の手ですよ。そういうふうなのでお金儲けされるのは、もうちょっと正しく商売をしてほしいなと思います。これは始末書だけでよろしいんでしょうか。

嶋田委員… よかですか。

濱北会長… どうぞ。

嶋田委員… 7番 嶋田です。これ現況は畑になってますよね。畑の状況じゃ確かにないみたいですよ。私としては畑に一回戻して、状況をですよ、そしてまた審議したほうがいいのではないかと思います。ここに水道のメーターもついて、そしてまして、これ不動産屋さんのあれだけ、一回ぐらいそういった何ちゅうか、罰則ちゅうか見せしめじゃなかばってんが、一度してやらんと、付け込んでずっとまた同じようなやつが出るのではないかと思いますけど。

濱北会長… そうですね。

嶋田委員… 一回、申請が出たでしょう。そのときはまだ畑だったんですよ、その部分は。一緒に宅地造成をされたわけですよ。

増岡委員… 水道がもうあるって。

池上推進委員… 私もしゃべっていいんですか。

濱北会長… どうぞ。

池上推進委員… これ造成の依頼はあってるんですか、ないんですか。昔、自分ところを埋めるのにしても何にしても農業委員会の許可を取ってたやないですか。これに関して造成するという依頼が農業委員会に出たかどうか

なんですけどね。

事務局… 造成の依頼というのはあってないです。形状変更というのが出てましたけれども、形状変更は側面の道路沿いの部分の形状変更が。

池上推進委員… 別に造成するのに対して農業委員会に申請とか依頼とかはする必要はあるんですか、ないんですか。

事務局… 造成をされる場合が5条あたりの、この申請になるので。

池上推進委員… 許可は取ってあるわけですか。

事務局… 今がこの許可申請なんです。

池上推進委員… いやいや、だから畑がこういう状況になりますよ、しますよという依頼というか、確認というか、申請は農業委員会にする必要があるんですか、ないんですか。

事務局… あります。

池上推進委員… それはしてないんですか。

濱北会長… それをしてないんですよ。

池上推進委員… してなくて、この造成をされてましたと。

池上推進委員… 会長より一言注意をお願いして、それで治めてもらったらですね。

嶋田委員… そうなのだけでは駄目だと思いますけど。

増岡委員… 注意では駄目なんです。

嶋田委員… 要するに職業が職業で、まして長洲町の議員じゃなかですか。そこはちゃんとやっぱりですね。一回、畑の状況に戻してもろうて、そしてそこからこの書類を出してもらおうような形のほうが一番いいのじゃないですか。

増岡委員… 私もそう思います。

嶋田委員… 一回はそういうことをせんとですね。

嶋田委員… また再発があるかもしれندでしょう。

濱北会長… 私がなめられとるかもしれندですね。

嶋田委員… 恐らくそうですよ。

増岡委員… そうですよ。

嶋田委員… 野菜か何か作れって。

増岡委員… もう畑に戻さないと。

濱北会長… そしたら、決を採ります。

嶋田委員… あれでしょう、法的にどうかこうかでしょう。無断でしてるのがい

いんか悪いかという話なんでしょう、違いの。

事務局長… そこも含めて、今いろいろ意見が出てますので、この案件について賛成か反対かで、反対が多ければ一旦止まります。止まって、そういう何で許可が出なかったのかということのものを本人さんのほうに通知して、例えば先ほどの話からすると、一旦畑にするのかとか、ちょっとそういうことじゃないと認めないという話にするのかということのも話し合っていたかです。そういった形になると思います。

増岡委員… すいません、私、ちょっと法律のほうはよく知らないんですけど、以前あそこの向野の担当のとき、大分前の話ですよ、第1期のとき。あそこのところに所有者さんところの土地をするとき、近隣のところの下のところ、それも同じように何も県知事の許可もないのにずっと工事をしてあったんですよ。そのときの担当の農林水産課の方は、これは法律では違反ですから現状に復帰してもらいたいというふうに言われているから法律があるんじゃないですか。畑の分を勝手にして、だからもう現状を畑に戻してから、こういうふうに申請を出し直すというので、厳しい口調で言われたのを覚えています。

だから、そういうふうなところの分で今欠席が多い中、賛成が多いか反対が多いかでこれを通してしまうと、ちょっと遺恨が残るような気がします。やはり常識的に考えてやっぱりちょっと止めてたほうが私はいと思いますけど。始末書だけではちょっといけないような気がいたします。法律はどがんってるのか、ちょっと調べていただきたい。

木原推進委員… 反対意見が出るのはそれでいいと思うとですよ。こういう結論が出ましたという、所有者さんに返答する場合ですよ、これ何でもそうですけども、所有者さんもこうして出しとられるけん、じゃあどこが法律に違反してるの、どこで駄目ってなったのっていう話になるじゃなかですか。どういう法律が農業委員会のこれにあるのか分かりませんが、何ていう法律の第何条の何項に抵触しますので、この議案は認められませんかということにならないと、やっぱり納得されないと思うとですよ。ただ現況はもう宅地じゃなかですか、それはどの法律の何に違反してます、接触してますので認められませんかということになりますが、というふうに持っていかないと、ちょっと難しいんじゃないかと思うとですよ。

濱北会長… これは私も以前から思いよったんですけど、以前こういうことが始末書とか、今度一回限りとかで通しとるから、結局こがんなってしまうと

ですもんね。

増岡委員… たしか県知事名で現況に復帰せよという命令が出るそうですよ。そういうふうに聞きましたけど。以前の担当の方からそう聞きました。そういうふう勝手にして、だからここに諮る前にこういうのが発覚したら、県知事名で命令が来ますよって。家を建てた後でも来ますよっていうことだったから。そういうふう聞いていますので、やはりなあなあで始末書ぐらいで済ませよったら、ずっといつまでもこういうことが続くような気がします。

宮本委員… すいません、いいですか。宮本です。ちょっと場所は違うんですけど、うちの田んぼの近くもこの間、所有者さんが買われて、盛土をもう盛ってあったから、盛土は何もされてないですけど、そこを3軒ぐらいに区切られて、水道を立ち上げられてはあるんですよ。そこが名義がもう売ろうとして宅地に変えられているかどうかは分からないんですけど、今は基礎が終わってまだどなたも買われてないので、草が植わっている状態なんですけど。

濱北会長… もうそこに水道が通りようですか。

宮本委員… なんか水道を上げてありますよね。

嶋田委員… そこも元に戻してもらわないかん。

嶋田委員… 農業をするっていうことで申請をされとったって思うとですよ。だったら、最初から宅地工事ばするけん。

濱北会長… そしたら、ちょっと今、ここでどうのこうのできませんので、これ一旦保留にしましょうか。

宮本委員… そこがまだ農地なのか、もう宅地に変えられてあるんだったら別に関係ないけど、そんな感じかなと今 思って聞いてました。

濱北会長… そしたら、今の件について、これは一旦保留にします。

それでは、次に進みます。

24ページです。これが今日の最後です。

議案第27号「荒廃農地の非農地判断について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局長… それでは、議案第27号、荒廃農地の非農地判断について決定を求めるものです。

対象地、所有者、登記地目、現況地目、地積は議案書に記載のとおりです。対象地は、1件、1筆、2,565㎡です。

今回の対象地につきましては、事前に所有者に対して非農地判断についての意向確認を行い、同意をいただいた土地になります。

現況は既に山林化しており、農地への復旧が見込めないため、非農地判断を行うものです。非農地判断を行った際には、対象地を農地法第2条第1項の農地として該当しないこととなります。

なお、参考資料、説明資料の25ページに現況写真、航空写真を載せておりますので、御確認をお願いします。

以上、議案第27号の説明を終わります。

濱北会長… ありがとうございます。今、事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。

嶋田委員… 非農地判断についてということですが、持ち主の方が今、台帳では畑になっていますよね。これを台帳を山林に今度は名義に変えられるわけですか。

事務局… そうです。

木原推進委員… もう台帳上ですね。

事務局… はい。

木原推進委員… はい。分かりました。

濱北会長… ほかに。どうぞ。

木原推進委員… すいません。

濱北会長… どうぞ。

楠田委員… ところが、赤で囲ってあるところ全部ですか。

事務局… 航空写真を見ていただくと、ちょっと赤い部分が濃い部分があると思うんですけど、その部分です。すいません、分かりにくくて。赤線が太い部分だけです。

嶋田委員… それはこのほかに山林になつとるところは、地目は変えてなかと。もう荒れとると。

事務局… 山林に大分変えてあるんですけど。

土山委員… なら、一部まだ畑になつとるところもあるわけね。

事務局長… 去年から進めていて、まだ所有者が……、ちゃんと登記がしてあるところからきれいにしていってる。本人のどうしても了承がいるけんです。相続ができとるところはなかなか難しかところもあるけんが、できているところからお願いして、了承を得たところからやっていくと。

濱北会長… ほかに質問等はございませんか。 ないですか。

ありません の声有

濱北会長… なければ、採決します。議案第27号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長… ありがとうございます。全員賛成です。議案第27号は原案のとおり決定をいたします。

以上で本日の提出議案は全て終了いたしました。

委員、それから推進委員の皆さんから、何か簡単な意見でも結構ですので、何か質問はございませんか。

ありません の声有

濱北会長… なければ、事務局のほうから連絡事項等をお願いします。

- 1 農地利用状況調査表提出お礼
- 2 活動日誌について
- 3 人・農地プラン研修会について

濱北会長… それでは、これをもちまして、令和3年度第7回長洲町農業委員会定例会を閉会いたします。

事務局… 起立。礼。

閉会（終了 午前11時00分）